

当事者間秘匿制度と非開示希望申出（Q & A）

東京家庭裁判所

- Q 1 家事事件を申し立てるにあたり、他方当事者に知られたくない情報があるのですが、どのようにしたらよいですか。 1
- Q 2 当事者間秘匿制度とはどのようなものですか。 1
- Q 3 どのような事項が秘匿申立ての対象となるのですか。 2
- Q 4 秘匿申立ては、どのようにすればよいのですか。 3
- Q 5 秘匿決定に不服がある場合どのような手段がありますか。 3
- Q 6 非開示希望申出とはどのようなものですか。 4
- Q 7 非開示希望の申出はどのようにすればいいのですか。 4
- Q 8 秘匿制度と非開示希望の申出のどちらを選べばよいのですか。 4

Q 1 家事事件を申し立てるにあたり、他方当事者に知られたくない情報があるのですが、どのようにしたらよいですか。

A 1 申立書、資料等を提出する際、他方当事者等に知られたくない情報がある場合には、原則として当事者において、該当箇所をマスキングするなどして、当該情報が書面に現れないようにすることが大切です。当該部分をマスキングすることができない事情がある場合には、当事者間秘匿制度（Q 2）又は非開示希望申出（Q 6）を利用していくことになりますが、それぞれ要件や手数料の要否が異なり、裁判官の判断によっては認められないこともあります。

Q 2 当事者間秘匿制度とはどのようなものですか。

A 2 制度の概要

➤当事者又はその法定代理人が、他方当事者等に自らの住所等及び氏名等が知られることによって社会生活を営むのに著しい支障を生ず

るおそれがあるときに、秘匿申立てを行い、要件を満たすときは秘匿決定を得ることにより、住所等又は氏名等を秘匿する制度です。

秘匿決定の効果

- 秘匿決定申立書と共に提出する秘匿事項届出書面（※秘匿を希望する住所等を記載した書面。）につき、秘匿対象者以外の者の閲覧等の請求が制限されます。
- 住所又は氏名につき秘匿決定がなされた場合には、当該秘匿決定において当該秘匿対象者の住所又は氏名に代わる事項（代替事項（例えば「代替住所A」、「代替氏名A」））が定められます。
- 秘匿決定がされた審判・調停手続及びその後の関連手続では、代替事項を記載すれば、住所又は氏名を記載したものとみなされます（その後の手続の種類によっては、再度秘匿の申立てが必要になる場合があります。）。

留意点

- 秘匿決定がなされても、秘匿事項届出書面以外の書面に記載された秘匿事項につき当然に秘匿の措置がなされるわけではありません。
- 秘匿事項届出書面以外の書面には、秘匿したい住所等を記載しないよう、十分確認してください。

Q 3 どのような事項が秘匿申立ての対象となるのですか。

A 3 当事者又はその法定代理人の住所等及び氏名等です。

- ※ 住所等とは、住所、居所及びその他通常所在する場所（職場等）です。氏名等とは、氏名その他その者を特定するに足りる事項（本籍等）をいいます。
- ※ 当事者の子や審判を受ける者となるべき者は秘匿申立ての対象者とはなりません。

Q 4 秘匿申立ては、どのようにすればよいのですか。

A 4 秘匿申立書、秘匿事項届出書面及び疎明資料（※他方当事者等に自らの住所等又は氏名等が知られることにより社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあることを疎明する資料（※例えば、①DV保護命令の決定書、②住民票上の支援措置を受けていることが分かる資料、③陳述書や診断書等））を提出し、申立手数料及び郵便切手を納めていただく必要があります。

手数料 1件（秘匿対象者1人）につき、収入印紙500円

郵便切手（審判・調停申立と同時）500円×2枚

（上記以外）500円×2枚、100円×1枚、84円×3枚、10円×1枚

- ※ 審判や調停の申立書と一緒に秘匿申立書を提出される場合は、調停事件の申立書には秘匿事項届出書面に記載した住所又は氏名を記載せず、代替事項（例えば「代替住所A」「代替氏名A」）を記載してください。
- ※ 秘匿対象者が複数いる場合、秘匿事項届出書面は、秘匿対象者ごとに作成してください。

Q 5 秘匿決定に不服がある場合どのような手段がありますか。

A 5 秘匿申立てを却下した裁判に対しては申立人が即時抗告することができます。秘匿申立てを認容した裁判に対しては即時抗告することはできません。

合意に相当する審判対象調停事件及び審判事件において秘匿決定がなされた場合、秘匿対象者以外の当事者又は利害関係参加人は、①秘匿決定の要件を欠く又は欠くに至ったとして秘匿決定の取消しの申立て、②自己の攻撃又は防御に実質的な不利益を生ずるおそれがあるとして秘匿事項届出書面の閲覧等許可申立てをすることができます。

Q 6 非開示希望申出とはどのようなものですか。

A 6 当事者が裁判所に提出する書類に含まれている情報のうち、他方当事者等に対して開示されることにより社会生活を営むのに著しい支障が生じるおそれがある情報（住所等）を開示しないことを求める（希望する）申出のことです。

非開示希望申出の対象としては、秘匿制度の対象となる当事者又はその法定代理人の氏名等や住所等に加え、診断書に記載されている病院名等の開示を希望しない情報を推知することができる事項、当事者の子や審判を受ける者となるべき者に関する情報も含まれます。

Q 7 非開示希望の申出はどのようにすればいいのですか。

A 7 非開示希望申出書に、非開示希望の情報が記載されている書類を添付して提出してください。書類の一部について非開示の申出をする場合は、非開示希望の部分をラインマーカー等で明確に表示してください。非開示希望の部分をマスキングした当該書類のコピーの提出を求められる場合もあります。

非開示希望の申出をされても、裁判官の判断により認められないこともあります。

非開示希望申出に伴う、手数料及び郵便切手は不要です。

Q 8 秘匿制度と非開示希望の申出のどちらを選べばよいのですか。

A 8 秘匿制度と非開示希望の申出は、利用できる人、対象事項、要件、効果、手数料の有無等が異なりますので、それらを考慮の上で、どちらを利用するかを選択してください。